

小金井市市民健康づくり審議会委員名簿

令和 6 年 4 月 1 日現在

番号	氏 名	推 薦 団 体	選 出 区 分
1	小 森 哲 夫	公募市民	一般市民
2	近 藤 俊 之	公募市民	一般市民
3	田 中 達 志	公募市民	一般市民
4	羽 田 野 勉	公募市民	一般市民
5	平 原 か お り	公募市民	一般市民
6	森 戸 よ う 子	小金井市議会	市議会議員
7	小 松 淳 二	小金井市医師会	医療関係者
8	富 永 智 一	小金井市医師会	医療関係者
9	西 野 裕 仁	小金井市医師会	医療関係者
1 0	松 本 亨	小金井歯科医師会	医療関係者
1 1	田 中 智 巳	小金井市薬剤師会	医療関係者
1 2	中 谷 行 男	小金井市社会福祉協議会	社会福祉関係者
1 3	安 岡 圭 子	東京都多摩府中保健所	保健所職員
1 4	鈴 木 康 之	小金井市体育協会	社会体育関係者

がん患者へのアピアランスケア支援事業

1 目的

がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化の悩みを抱えている市民に対し、ウィッグ又は補正具の購入等に係る費用を助成することで、がん罹患する前と変わらず、自分らしく、安心して社会生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

2 対象者

- (1) 申請日において市内に住所を有する者
- (2) がんと診断され、現在その治療を行っている者又は過去に受けた者
- (3) がんの治療に起因する脱毛、乳房の切除等により、社会参加その他日常生活に支障があり、ウィッグ又は補正具を必要とする者

3 助成対象経費

助成の対象となる経費は、補正具の購入又はレンタルに係る経費

- (1) ウィッグ（ウィッグの装着時に皮膚を保護するためのネット及び帽子を含む。）
- (2) 補正具（補正下着、シリコンパッド等の胸部補正具）

4 助成内容

1 回につき 1 点とし、上限 20,000 円（同一の者につき生涯 2 回まで）

5 申請方法

補正具を購入又はレンタルした日の翌日から起算して 1 年以内に、添付書類を添えて市に申請する。

- (1) 診療明細書、診断書、お薬手帳その他がん治療の受診を証明する書類の写し
- (2) 補正具を購入等した金額の明細が分かる書類（領収書等）
- (3) 預金通帳の写しその他助成金の振込先口座を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

6 実施開始

令和 6 年 4 月 1 日

特定健診と肺がん検診の同時実施

1 現状

肺がんは、がん全体の中で罹患者数が3位と高いほか、死亡者数も1位である。肺がん自体は自覚症状がほぼないことから初期の段階では見過ごされ、初診の際にはかなり進行している確率の高いがんである。肺がん検診を定期的に受診し、早期発見をすることが重要となってくる。

しかしながら、本市における肺がんの受診率は過去5年間で1.5～3%と受診率が低いほか、過去10年間の検診でがんが見つかったことはほとんどない。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者		42,563人	43,604人	38,732人	39,130人	39,433人
受診者		1,260人	1,200人	801人	746人	619人
受診率		3.0%	2.8%	2.1%	1.9%	1.5%
要精検	対象者	29人	34人	10人	10人	8人
	対象率	2.3%	2.8%	1.2%	1.3%	1.3%
がん	発見者	0人	0人	0人	0人	1人
	発見率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%

2 特定健診と肺がん検診の同時実施

本市の肺がん検診の受診率・受診者数を増加させるには、限られた日数で集団検診のみ実施している点を是正し、市民が肺がん検診を受診する機会を増やし、受診しやすい環境を整備することが必要である。

その実施方法として、現行の特定健診・後期高齢者健診・フォロー健診で実施している検査項目に、胸部X線検査の二次読影及び喀痰細胞診検査を追加し、特定健診と肺がん検診を同時に実施する。

3 事業概要

フォロー健診の胸部X線検査を「肺がん検診・結核など肺に係る疾患の検査」とする。特定健診の実施医療機関で、特定健診と同時実施とする。健康診査結果通知票中に記入欄を設けて、受診者本人が申し込む。

(1) 対象者

ア 胸部X線検査：フォロー健康診査（内科）と同じ

イ 喀痰細胞診検査：50歳以上で、喫煙指数600以上の検査を希望する者

(2) 実施期間

令和6年6月1日から

(3) 自己負担金

ア 胸部X線検査：自己負担なし（無料）

イ 喀痰細胞診検査：500円

(4) 検査内容

ア 胸部X線検査

従来通り胸部X線検査を実施し、全件二次読影を実施

イ 喀痰細胞診検査

該当・希望する対象者に検査キットを渡し、蓄痰方式（3日間）で検体を採取

※喀痰細胞診のみの検査はできません。

男性HPVワクチン接種事業

1 目的

任意接種である男性に対するHPVワクチン予防接種を実施することにより、その経済的負担の軽減を図るとともに、性感染症やがんの発症予防及び男女間の性交渉による女性への感染の防止を図り、もって市民の健康増進に寄与することを目的とする。

2 対象者

次の要件を全て満たす者

- (1) 小学校6年生～高校1年生相当の男子（女子の定期予防接種対象年齢と同様）
- (2) 接種日時点で小金井市に住民登録がある者

3 接種見込人数

対象見込人数 2, 637 人 × 接種率 5. 1 % = 接種見込人数 134 人

4 助成内容

1 人当たり 3 回を上限に、接種費用の全額を助成する。

5 実施開始

令和 6 年 4 月 1 日

熱中症対策の推進

1 背景

熱中症については、気候変動の影響により、国内の死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間 1, 0 0 0 人を超える年が頻発している。また、地球温暖化が進行すれば、極端な高温リスクも増加することが見込まれ、熱中症による被害が更に拡大するおそれがあり、熱中症対策の強化は急務となっている。

こうした背景を踏まえ、熱中症対策の一層の強化を図るため、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（以下「改正気候変動適応法」という。）が令和 5 年 4 月 2 8 日に成立した（令和 5 年 5 月 1 2 日公布）。

改正気候変動適応法の全面施行は令和 6 年 4 月 1 日とされたことから、同法の施行に向けて、庁内において、庁内体制を整備し、主体的な熱中症対策を推進するため検討をする。

2 改正気候変動適応法の主な改正内容

- (1) 熱中症対策実行計画（閣議決定計画に格上げ）
- (2) 熱中症警戒情報（法に位置付け）
- (3) 熱中症特別警戒情報の周知（**新設**）
- (4) 指定暑熱避難施設の指定（**新設**）
- (5) 熱中症対策普及団体の指定（**新設**）

3 全面施行（令和 6 年 4 月 1 日）に向けた体制整備

熱中症対策は庁内の多くの関係部局にまたがることから、各部局それぞれの役割を明確にし、庁内体制の整備が不可欠である。

庁内の取りまとめの部局を定める等、関係部局がそれぞれ主体的かつ積極的に情報共有や対策の推進等を図るべく体制を確立する。

熱中症対策推進本部を設置し、今後の熱中症対策について検討協議する予定である。

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

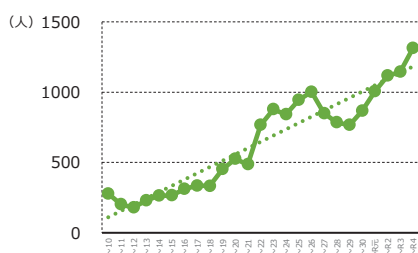
公布日：令和5年5月12日

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える年**も。
- 「**熱中症警戒アラート**」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温**の発生リスクも**増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者（5年移動平均）の推移



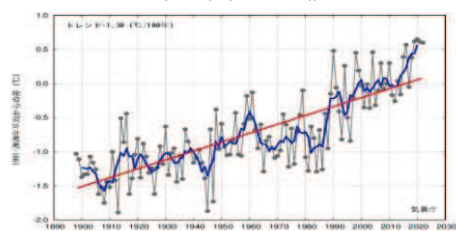
出典：人口動態統計から環境省が作成

自然災害及び熱中症による死者数

	自然災害	熱中症
2017年	129人	635人
2018年	452人	1,581人
2019年	159人	1,224人
2020年	128人	1,528人
2021年	150人	755人
2022年	26人	1,477人

出典：令和5年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。基準値は1991～2020年の30年平均値。

出典：気象庁 日本の年平均気温

■ 主な改正内容

現状

気候変動適応法の改正により措置

国の対策

- ・ 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で**熱中症対策行動計画**を策定（法の位置づけなし）
（関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁）

- ・ **熱中症対策実行計画**として**法定**の閣議決定計画に格上げ
→関係府省庁間の**連携を強化**し、これまで以上に**総合的かつ計画的**に熱中症対策を推進
※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ

アラート

- ・ 環境省と気象庁とで、**熱中症警戒アラート**を発信（法の位置づけなし）
※本格実施は令和3年から
現行「アラート」の告知画像



- ・ 現行アラートを**熱中症警戒情報**として**法に位置づけ**
- ・ さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の**熱中症特別警戒情報**を創設（**新規**）
→法定化により、以下の**措置とも連動**した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に

地域の対策

- ・ 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルの活用が進められているが、国内での取組は限定的
- ・ 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足

- ・ 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**として指定（**新規**）
→指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、**一般に開放**
- ・ 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を**熱中症対策普及団体**として指定（**新規**）
→**地域の実情**に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底



＜施行期日＞

- ・ 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日（令和5年6月1日）
- ・ その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日（令和6年4月1日）

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- ・ **警戒情報の発表の前提**となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
→ 熱中症対策をより**安定的かつ着実**に行える体制を確立

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報の連絡体制について

令和6年3月
東京都環境局

1. 熱中症特別警戒情報等の概要

	熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート R6新設)	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート R6以降も継続)
発表主体	環境省単独	環境省及び気象庁
発表基準	都道府県内の全ての情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数 (WBGT) が35以上	都道府県内のいずれかの情報提供地点における翌日・当日の日最高暑さ指数 (WBGT) が33以上
発表時期	・ 前日10時 (予告) ・ 前日14時 (正式発表)	・ 前日17時及び当日5時
伝達方法	メイン ・ 環境省HP、報道発表 ・ 都道府県宛メール	メイン ・ 環境省HP、報道発表
	サブ ・ 関係省庁からのルート (気象庁気象情報システム含む)	サブ ・ 気象庁気象情報システム
運用期間	令和6年4月24日 (水) から令和6年10月23日 (水) 予定	

● 参照条文 (気候変動適応法)

(熱中症特別警戒情報)

第十九条 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間、地域その他環境省令で定める事項を明らかにして、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報(以下この節において「熱中症特別警戒情報」という。)を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、関係市町村長(特別区の区長を含む。)にその旨を通知しなければならない。
- 市町村長(特別区の区長を含む。以下この節において同じ。)は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

指定暑熱避難施設の概要

法令上の位置づけ	(1) 市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって、指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。 (2) 市町村長は、当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。 (3) 市町村長は当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、協定を締結する必要がある。 (4) 市町村長は、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。 (5) 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している開放可能日等において、指定暑熱避難施設を開放する義務がある。 (6) 市町村長は、指定を取り消すことができる。なお、指定の取消しをしたときは、その旨を公表する義務がある。
必ず備えるべき最低限の基準	指定暑熱避難施設の指定基準としては、次の事項とする。 (1) 適当な冷房設備を有すること（改正気候変動適応法第21条第1項第1号）、 (2) 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること（改正気候変動適応法第21条第1項第2号） (3) 当該施設の管理方法の基準は、住民その他の者の滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること（気候変動適応法施行規則第4条） なお、当該基準は、既に冷房設備が整っている施設の活用を官民問わず幅広く認めることにより、取組を後押しする趣旨で最低限の基準とするものである。従って、地方公共団体がそれぞれ、地域の実情に照らして、個別に必要とされる事項を定め、ち差し支えない。
民間施設等の指定に係る協定に定める事項	市町村以外の者が管理する施設（民間施設等）を指定暑熱避難施設として指定する場合、市町村長と当該指定暑熱避難施設の管理者との間において締結する基本的な協定事項は、次の事項とする。 ・協定の目的となる指定暑熱避難施設（名称・住所等）、開放可能日及び時間帯、受入可能人数（改正気候変動適応法第21条第3項） ・施設の管理に関する事項、協定の有効期間その他必要な事項（気候変動適応法施行規則第5条）
その他	地方公共団体独自の判断を妨げないよう、施設の開放時間、施設へのアクセス方法、管理体制、必要な人材、物品については、指定暑熱避難施設の指定基準とはしない。地方公共団体が指定・設置・運営に当たり参考となる事例等については、別途「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」で示しており、地域の実情に合わせて積極的な活用が望まれる。

熱中症対策普及団体の概要②

法律上の 位置づけ	(1) 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人を、その申請により、熱中症対策普及団体として指定することができる。 (2) 市町村長は、熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があるときは、普及団体に対し、その熱中症対策普及事業に関し報告をさせることができる。 (3) 市町村長は、普及団体の熱中症対策普及事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (4) 普及団体の役員若しくは職員又はこれらの職に就いた者は、当該事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 ※（４）の規程に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
指定基準	熱中症対策普及団体の指定基準としては、次の事項とする。 (1) 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。 (2) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること（後述のとおり）。 (3) 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 (4) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができることと認められること。（改正気候変動適応法第23条第1項）
申請書の記載 事項及び添付 する書類	記載事項は以下のとおり。 ・名称及び住所並びに代表者の氏名、事務所の名称及び所在地 ・添付する書類は以下のとおり。 ・定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面、熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面、資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面、個人に関する情報の適正な取扱いについての実施要領、個人に関する情報の適正な取扱いについての計画を記載した書類（気候変動適応法施行規則第7条）
普及団体が 実施する事業	(1) 熱中症対策について、当該市町村の区域に所在する事業者及び当該市町村の住民に対する啓発活動及び広報活動を行うこと。 (2) 熱中症対策について、当該市町村の住民からの相談に応じ、及び必要な助言を行うこと。 (3) 前二号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における熱中症対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。 （改正気候変動適応法第23条第3項）
個人に関する 情報の取扱い	個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置は以下のとおり。 (1) 普及団体は、個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他の熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。 (2) 個人に関する情報の適正な取扱いその他の熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて熱中症対策普及事業従事職員に対して研修を実施すること。 （気候変動適応法施行規則第9条）